

野外で廃棄物（家庭ごみ等）を燃やすことは

法律により原則**禁止**されています！！

煙や悪臭、有害物質の発生により、「洗濯物にススがつく」、「家の中に煙が入ってくる」など、近隣のみなさんの迷惑となりますので、

違法な野焼きは絶対にしないでください！

※次の場合は【禁止の例外】とされていますが、下記の【留意事項】に十分注意するようにしてください。また、伐採した草木などは「土に還す」、「よく乾かして燃えるごみの日に出す」など、できるだけ焼却を控えてくださいますようご協力をお願いします。

【禁止の例外】

- ①焚き火、キャンプファイヤーなど日常生活で通常行われる軽微なもの
- ②農林業を営むためにやむを得ないもの（稲わら、伐採した草木の焼却など）
- ③慣習上、宗教行事のための焼却（どんど焼きなど） …など

【留意事項】

- ①苦情が出ないようあらかじめ近隣のみなさんに声かけをする
- ②風向き、場所、時間帯などに配慮し、煙やにおいて近隣のみなさんの迷惑にならないようにする
- ③できるだけ小分けにしよく乾かしてから燃やす
(煙が少なくなります)
- ④火災に十分注意し、完全に消火するまでその場を離れない

違法な野焼きは
禁止です！！

